

## 神戸市市民福祉調査委員会のあらまし

### 1 位置づけ

市民福祉調査委員会は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき、市民生活の実情や市民意識の科学的把握を行うとともに市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定等について調査・審議するために、昭和52年7月に設置された市長と教育委員会の附属機関です。

### 2 神戸市市民福祉調査委員会 委員について

(1) 委員数 40人以内

(2) 構成 学識経験者、市民代表、事業者等

〔 高齢者・児童・障害者福祉，保健医療，地域福祉，法律，  
経済，労働，教育，住宅等多彩な分野から委嘱 〕

(3) 任期 3年

(4) 調査委員会に設置される会議

- ・ 計画策定・検証会議 定数 15名以内
- ・ 福祉政策会議 定数 15名以内

### 3 専門分科会について

市民福祉調査委員会には、特定の事項について調査・審議する7つの「専門分科会」が常設されており、委員長から指名された委員及び特別委員がその任にあたります。

【専門分科会】 ※ ( ) は分科会が設置する部会

1. 民生委員審査専門分科会
2. 身体障害者福祉専門分科会 (審査部会)
3. 児童福祉専門分科会 (権利擁護部会・健全育成部会・保育所等認可部会)
4. 精神保健福祉専門分科会 (判定部会)
5. 市民福祉顕彰選考専門分科会
6. 介護保険専門分科会 (企画調査部会・地域密着型サービス運営委員会)
7. 成年後見専門分科会

## ○神戸市民の福祉をまもる条例（抜粋）

（市民福祉調査委員会）

第 55 条 市長及び教育委員会の附属機関として，神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は，別に条例で定めるもののほか，次に掲げる事項について調査審議し，又は必要な意見を具申することができる。

（1）第 3 条の市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定に関すること。

（2）第 4 条第 2 号の市民意識の科学的な把握に関すること。

（3）第 6 条の市民生活の実情の把握に関すること。

（4）前 3 号に掲げるもののほか，市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

## ○神戸市市民福祉調査委員会条例（抜粋）

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 2 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として，神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

神戸市市民福祉調査委員会 組織図

市民福祉調査委員会  
(社会福祉審議会)

計画策定・検証会議

- ・市民福祉総合計画の策定、検証

福祉政策会議

(テーマ例)

- ・地域力強化
- ・包括的相談支援体制の整備

など

民生委員審査  
専門分科会

- ・民生委員の適否の審査

身体障害者福祉  
専門分科会

- ・診断書指定医
- ・自立支援医療の医療機関指定・取消
- ・障害程度の判定

児童福祉  
専門分科会

- ・権利擁護
  - ・保育所認可
  - ・映画等の審査
- など

精神保健福祉  
専門分科会

- ・手帳の判定
  - ・自立支援医療の支給決定
- など

成年後見  
専門分科会

- ・成年後見制度の利用促進に関すること

介護保険  
専門分科会

- ・計画の進捗状況
  - ・計画策定の調査審議
- など

市民福祉顕彰選考  
専門分科会

- ・市民福祉顕彰の候補者の選考に関すること。

## 神戸市民の福祉をまもる条例（抜粋）

（市民福祉調査委員会）

第 55 条 市長及び教育委員会の附属機関として、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、別に条例で定めるもののほか、次に掲げる事項について調査審議し、又は必要な意見を具申することができる。

（1）第 3 条の市民福祉に関する基本的かつ総合的な施策の策定に関すること。

（2）第 4 条第 2 号の市民意識の科学的な把握に関すること。

（3）第 6 条の市民生活の実情の把握に関すること。

（4）前 3 号に掲げるもののほか、市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

○神戸市市民福祉調査委員会条例

平成 12 年 3 月 31 日

条例第 101 号

(設 置)

**第 1 条** 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、神戸市市民福祉調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、社会福祉に関する事項について調査審議し、又は必要な意見を具申することができる。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、委員 40 人(精神保健福祉法第 9 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関(以下「精神保健福祉に関する機関」という。)に係る委員にあっては、20 人)以内で組織する。

- 2 委員は、知識又は経験のある者のうちから、市長又は教育委員会(社会福祉に関して知識又は経験のある者にあっては、市長。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。
- 3 第 1 項に規定する委員のほか、市長又は教育委員会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

**第 4 条** 委員(精神保健福祉に関する機関に係る委員を除く。)の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員総数の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があるときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の総数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、及び議決をする場合は、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

**第 7 条** 委員会の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局(社会福祉に関する事項に係る庶務にあつては、福祉局)において処理する。

(施行細目の委任)

**第 8 条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
(精神保健福祉審議会条例の廃止)
- 2 神戸市精神保健福祉審議会条例(平成 8 年 3 月条例第 71 号)は、廃止する。  
(精神保健福祉審議会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神戸市精神保健福祉審議会条例第 1 条に 規定する神戸市精神保健福祉審議会の委員は、その時においてその職を失うものとする。

**附 則**(平成 12 年 10 月 12 日条例第 24 号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(令和 2 年 3 月 31 日条例第 49 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**(令和 3 年 3 月 31 日条例第 38 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 神戸市市民福祉調査委員会運営要綱

平成 12 年 4 月 18 日

委員会 決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市市民福祉調査委員会条例（平成 12 年 3 月条例第 101 号）第 8 条の規定に基づき、神戸市市民福祉調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(会議)

第 2 条 委員会に、次の会議を設置する。

(1) 計画策定・検証会議 定数 15 名以内

(2) 福祉政策会議 定数 15 名以内

- 2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表 1 に掲げるとおりとする。
- 3 会議に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、会議の運営上支障がある場合、会議に属すべき委員又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定時に、改めてその承認をとるものとする。
- 4 会議に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。
- 5 会長及び副会長は、会議に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 6 会長は、その会議の会務を総理する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。
- 8 会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、福祉局長が召集する。
- 9 会議は、会議に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 10 会議には、必要に応じて部会を置くことができる。
- 11 前項に定める部会の定数は、10 名以内とする。
- 12 第 3 項から第 9 項までの規定は、部会において準用する。この場合において、「会長」とあるのを「部会長」、「副会長」とあるのを「副部会長」とそれぞれ読み替える。

(専門分科会)

第 3 条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| (1) 民生委員審査専門分科会   | 定数 10 名以内 |
| (2) 身体障害者福祉専門分科会  | 定数 15 名以内 |
| (3) 児童福祉専門分科会     | 定数 30 名以内 |
| (4) 精神保健福祉専門分科会   | 定数 20 名以内 |
| (5) 市民福祉顕彰選考専門分科会 | 定数 15 名以内 |
| (6) 介護保険専門分科会     | 定数 35 名以内 |
| (7) 成年後見専門分科会     | 定数 10 名以内 |

2 第 2 条第 3 項から同条第 10 項までの規定の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「会議」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 第 1 項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表 2 に掲げるとおりとする。

4 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

5 専門分科会で決議された事項は、委員会の決議とみなす。

(会議等の公開)

第 4 条 会議は、これを公開する。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。

3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。ただし、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

5 前 4 項の規定は、第 2 条に定める会議及び第 3 条に定める専門分科会に準用する。

(関係者の出席)

第 5 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、会議及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」と

あるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参与)

第6条 委員会に参与を置く。

2 参与は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事及び幹事)

第7条 委員会に代表幹事及び幹事を置く。

2 代表幹事及び幹事は、市職員のうちから委員長が指名する。

3 代表幹事及び幹事は、委員会等の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉局又は教育委員会事務局において処理する。

2 専門分科会の庶務は、福祉局、健康局又はこども家庭局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、会議及び専門分科会が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則 (平成13年1月9日委員会決定)

別表は、平成13年1月9日改正。但し、平成12年6月7日より施行する。

附 則 (平成13年7月18日委員会決定)

別表は、平成13年7月18日改正。同日施行。

附 則 (平成15年7月29日委員会決定)

別表は、平成15年7月29日改正。同日施行。

附 則 (平成17年4月21日委員会決定)

別表は、平成17年4月21日改正。但し、平成17年4月1日より施行する。

附 則 (平成18年10月20日委員会決定)

(施行期日)

1 別表は、平成18年10月20日改正。但し、別表2 ②及び3 ②は平成18年4月1日、その他は平成18年10月1日より施行する。

(経過措置)

2 障害者自立支援法附則第48条の規定による精神障害者社会復帰施設については、改正前の別表の4 ②の規定の適用があるものとする。

附 則（平成21年1月28日委員会決定）

別表は、平成21年1月28日改正。同日施行。

附 則（平成24年8月6日委員会決定）

この要綱は、平成24年8月6日より施行する。

附 則（平成26年2月7日委員会決定）

この要綱は、平成26年2月7日より施行する。

附 則（平成27年12月21日委員会決定）

この要綱は、平成27年12月21日より施行する。

附 則（平成31年1月16日委員会決定）

この要綱は、平成31年1月16日より施行する。

附 則（令和元年12月26日委員会決定）

この要綱は、令和元年12月26日より施行する。

附 則（令和2年11月6日委員会決定）

この要綱は、令和2年11月6日より施行する。

別 表 1 （第 2 条 関 係）

会 議 の 所 掌 事 務

1 . 計 画 策 定 ・ 検 証 会 議

- ① 市 民 福 祉 総 合 計 画 の 策 定 に 関 す る こ と 。
- ② 市 民 福 祉 総 合 計 画 の 進 行 及 び 成 果 の 検 証 ・ 評 価 に 関 す る こ と 。

2 . 福 祉 政 策 会 議

- ① 市 民 福 祉 の 推 進 に 必 要 な 施 策 の 企 画 ・ 調 査 に 関 す る こ と 。

## 別 表 2 （第 3 条 関 係）

### 専 門 分 科 会 へ の 委 任 事 務

#### 1 . 民 生 委 員 審 査 専 門 分 科 会

① 民生委員の適否の審査に關すること。

（社会福祉法第11条第1項）

#### 2 . 身 体 障 害 者 福 祉 専 門 分 科 会 （ 社 会 福 祉 法 第 11 条 第 1 項 ）

① 身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書を作成できる医師の指定の審議に關すること。

（身体障害者福祉法第15条第2項）

② 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定及び取消についての審議に關すること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条）

③ 身体障害者の障害程度の審査に關すること。

（身体障害者福祉法施行令第5条第1項）

#### 3 . 児 童 福 祉 専 門 分 科 会

① 児童の施設入所等の措置の決定及び解除についての審議に關すること。

（児童福祉法第27条第6項及び同法施行令第32条）

② 児童虐待事案の検討に關すること。

③ 映画、演劇、出版物、玩具等による児童福祉の増進又は児童に及ぼす悪影響の防止を目的に、映画等を審査のうえ、推薦又は勧告すること。

（児童福祉法第8条第7項）

④ 母子福祉資金貸付金の打ち切りの審議に關すること。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条）

⑤ 里親の認定についての審議に關すること。

（児童福祉法施行令第29条）

⑥ 認可を受けない児童のための施設に係る事業の停止又は施設の閉鎖についての審議に關すること。

（児童福祉法第59条第5項）

⑦ 児童福祉施設に係る事業停止についての審議に関する事。

(児童福祉法第46条第4項)

⑧ 家庭的保育事業等及び保育所の認可についての審議に関する事。

(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)

#### 4. 精神保健福祉専門分科会

① 厚生労働大臣の定める基準に適合しなくなった、又はその運営方法がその目的遂行のために不適切であると認めた指定病院の取消についての審議に関する事。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の9第2項)

② 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定及び取消についての審議に関する事。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第68条)

③ 精神保健福祉の調査審議に関する事。

#### 5. 市民福祉顕彰選考専門分科会

① 市民福祉顕彰の候補者の選考に関する事。

(神戸市民の福祉をまもる条例第56条)

#### 6. 介護保険専門分科会

① 介護保険事業計画の進捗状況等の把握・点検に関する事。

② 介護保険事業計画の策定のための調査審議に関する事。

③ 高齢者保健福祉計画の策定のための調査審議に関する事。

#### 7. 成年後見専門分科会

① 成年後見制度の利用促進に関する事。

(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項)